

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「地球にやさしく、美味しさと安全の一体化を図る」ことを企業理念に掲げ、常に株主をはじめとするステークホルダーの視点から企業活動を判断、行動することでお客さま満足を実現させ、持続的な成長及び長期的な企業価値を向上させていく上で、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいます。

また、当社は監査役制度を採用しており、4名の監査役の内、3名を社外監査役とすることで、客観性の確保に努め、監査役による十分な監査機能が発揮できる体制としています。さらに、取締役会強化と執行役員制度により経営監督並びに、経営執行の強化を図っているほか、任意の「指名・人事・報酬委員会」を設置することにより、取締役会による業務執行の監督機能の実効性を強化し、透明性・公正性・迅速な意思決定に努めています。

投資家への情報開示につきましては、その重要性を認識し、適時適切な情報開示に務めることに積極的に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-1-1】

今後は、株主総会における株主の意思を具体的に把握し、経営や株主との対話に反映させるため、株主総会後に取締役会でさらに検討を加え、全議案の賛成・反対要因の分析に努めます。

【補充原則1-2-2】

招集通知の発送につきましては、法令の定めよりも早い時期の発送は出来ませんが、株主の皆様には議案の十分な検討期間を確保していただけるよう、今後も鋭意取り組んでまいりたいと考えています。また、当社は現時点では招集通知発送前にTDnetや自社ホームページに招集通知全文を掲載していませんが、今後検討してまいりたいと考えています。

【補充原則1-2-4】

当社では2015年6月開催の定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームに参加していますが、招集通知の英訳につきましては外国人株主比率等の推移を踏まえ検討してまいります。

【補充原則4-1-3】

現時点におきましては、後継者についての具体的な計画は作成していませんが、今後は「指名・人事・報酬委員会」において適切に監督していくこととしています。後継者計画は「指名・人事・報酬委員会」等で社長が提案して、経歴や人事評価を踏まえて後継者としての評価をし、承認を得る客観的な仕組みにしていきたいと思います。

【補充原則4-2-1】

業績連動や現金報酬と自社株報酬等の仕組みにつきましては、今後さらにインセンティブを与えるべく、社外取締役、社外監査役を中心に構成された「指名・人事・報酬委員会」において、報酬の仕組みについて検討を重ねてまいりたいと思います。

【補充原則4-3-1】

従来より取締役会において適切に反映するように努めてまいりましたが、さらに客観性を担保するよう「指名・人事・報酬委員会」が中心となって、公正かつ透明性の高い手続きを行うよう準備していくこととしています。

【原則4-6 経営の監督と執行】

当社は、社長が執行役員であります。社外役員が全体の二分の一を占めており、客観的な立場から取締役の業務執行を監督する体制を構築しています。また、経営会議には取締役、執行役員等各担当業務の主要メンバーが参加し、経営全般について検討・議論しています。当社の現状においてはこの体制が妥当であると判断していますが、今後は当社を取り巻く環境の変化に応じて取締役会の活用について検討してまいります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、社外取締役2名（内1名が独立社外取締役として登録）、社外監査役3名が在籍しております。社外取締役独自の外的な視点から各取締役や監査役、経営陣等と頻繁に意見交換を行っており、現段階において当社の独立社外取締役及び社外取締役としての責務を十分に果たしています。今後当社を取り巻く環境が変化することで、独立社外取締役を増員する必要性が発生する可能性もあり、必要に応じて候補者の選任を検討してまいります。

【補充原則4-8-1】

独立社外取締役は現時点で1名に留まりますが、定期的に社外監査役を含む監査役と会合を開催しており、客観的な立場に基づく意見交換を重ねるとともに、それらの意見が会社経営に反映されるよう努めています。

【補充原則4-8-2】

原則4-8に記載のとおり、現段階において、各取締役、経営陣との連絡・調整、監査役との連携体制は構築されています。今後複数名選任された際には、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る責任者を置く体制整備を構築する必要があると考えています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める基準をもとに、独立社外取締役の候補者を選定しています。今後は当社の独立性判断基準を策定することを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－4 いわゆる政策保有株式】

当社は取引先からの要請があった場合、安定的取引関係の維持になり、当社事業の発展に寄与するものであると判断した場合において、取引先の株式を取得することがあります。また取得した株式は適宜見直しを行い、保有必要性について検討し、保有が適当でないと判断した場合は売却いたします。また、議決権行使につきましては、株主価値の向上に繋がるか否かという観点で検討し、総合的に判断いたします。

【原則1－7 関連当事者間の取引】

当社役員が利益相反取引を行ってはならない旨を行動規範等で定め、取締役業務執行確認書で確認する体制で運用しています。

【原則3－1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念、経営戦略、経営計画等につきましては、当社ホームページにて公表していますのでご参照ください。

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続及び(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続

従来より取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続につきましては明確にしており、株主総会決議の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容等を考慮し取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しています。また、執行役員等の経営陣につきましては業務の成果による評価を行っています。なお、報酬決定に関する具体的な方法と手続の開示につきましては、コーポレートガバナンス・コードの趣旨に則ってそれを実現するために、社外取締役・社外監査役による任意の「指名・人事・報酬委員会」を組織し、より客観性を保ち、人の評価・業績の評価をしております。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

食品業界を取り巻く環境は常に変化しており、単に食品の製造販売に終始するものではありません。消費者の動向を始め、政治や経済の動向等様々な要素と共に企業の経営は大きな影響を受けています。そうした状況を鑑み、様々な人材を経営に取り入れるように努めています。現在、社外取締役・社外監査役を行政・金融・会計・法律等様々な分野から参加していただき、その上で多面的な知識によって経営のリスクをコントロールし、健全化を図るように努めています。

【補充原則4－1－1】

取締役会は取締役会規則において決議を要する事項を定め、取締役自身が判断すべき事項と経営陣が判断すべき事項を明確にしています。さらに適宜即断即決ができるように、取締役と執行役員が参画する経営会議における決定を増やしていく体制も採っています。

【原則4－8 独立社外取締役の有効な活用】

本報告書「1. 基本的な考え方」【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】【原則4－8】に記載していますのでご参照ください。

【原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

本報告書「1. 基本的な考え方」【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】【原則4－9】に記載していますのでご参照ください。

【補充原則4－11－1】

当社は現在4名の取締役(内2名は社外取締役)が就任しており、迅速な意思決定が図れる体制であり、規模としても適正であると判断しています。

当社の取締役会は、一分野に偏ることなく、行政、金融等、異なった業種・業界出身の取締役で構成され、多様性を確保しています。

各取締役には、それぞれの経験に裏打ちされたスキル・能力を存分に発揮し、あらゆる角度から高い知見を活かした経営監督を実践して頂くことを期待しています。

【補充原則4－11－2】

役員の兼職状況については、毎年、会社法令に基づく監査に先立ち、確認作業を通じ把握を行っています。その結果を受けて、在任する役員については株主総会招集通知の「事業報告」に、新任の役員候補については、「株主総会参考書類」にその兼任状況を記載することとしています。

なお、現時点において、在任中の役員につきましては、上場会社の役員を兼務するなどの重要な兼職は認識されていません。兼職の申請が取締役会に行われた場合、当社の経営執行への影響の度合いを検討し、支障があると推測される場合は兼職を認めないことを方針としています。

【補充原則4－11－3】

当社取締役会は、取締役会全体が決められたことをきちんと実行しているか否かという実効性に関する分析・評価の導入について、独立社外取締役のインタビューによる各取締役の実効性について詳細な「自己評価」を実施し、これに基づく報告書が取締役会に提出され、取締役会において実効性の分析・評価を行いました。その結果として実行されていることと共に実行が不十分であるという結果も確認いたしました。今後は、毎年自己分析による評価を行い、より良い実効性の確保を行なえるよう取締役会の機能の向上に努めてまいります。

【補充原則4－14－2】

当社は、取締役・監査役として期待される役割・責務を適切に果たすことを目的として、それに係る理解を深めるためのトレーニングをそれぞれ行っています。取締役・監査役に対しては、主として第三者機関主催の研修会受講の利用機会を提供し、その費用を会社が負担しています。

また、新任取締役・監査役の就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を習得していただくべく、管理本部人事総務担当、管理本部法務担当、財務戦略部、社長室等による説明を実施しています。

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】

(1) 株主の皆様との対話につきましては、管理本部マネージャーが統括し対応窓口となり、社長室、財務戦略部等社内の関係各部署と連携して対応いたします。

(2) 株主の皆様との対話で寄せられたご意見・ご懸念等につきましては、適宜対応窓口である管理本部から経営陣に対して速やかにフィードバックを実施いたします。

(3) これらの活動について、さらに改善を図ることが求められていると考えていますので、今後はこれを検討し、結果につきましては適時にお知らせいたします。

(4) 当社、コミュニティハウス「ヴィリジアン」または各工場における工場見学にて株主様との対話を予定しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
石井トヨ子	2,426,502	13.19
石井健太郎	910,304	4.95
株式会社千葉銀行	882,000	4.80
有限会社ケイアンドアイ	873,000	4.75
株式会社榎本武平商店	653,000	3.55
株式会社オイシー	400,000	2.17
石井達雄	353,099	1.92
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	350,000	1.90
吉橋計	294,000	1.60
ユアサ・フナシヨク株式会社	214,674	1.17

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
殿地眞己	他の会社の出身者											
吉野和男	他の会社の出身者					△		△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
殿地眞己	○	-----	法令施行等に関する専門的分野からの指摘事項や経営に関する建設的な意見を述べて頂くことから適任であり、社外取締役として選任されております。同時に、社外の目による経営に対する監視強化の観点から独立役員に指名しております。当該社外取締役が独立役員であることにより当社取締役会の意思決定における客観性が高まり、経営の健全化と透明性の向上が期待できると判断しております。
吉野和男		主要な取引先であり且つ主要な株主である株式会社千葉銀行の業務執行者であった。	東方地所株式会社にて営業部長として業績を上げられ、社外取締役として選任されております。また、金融機関での経験等も生かし、取締役会の意思決定に適切な助言をお願いできるものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・人事・報酬委員会	8	0	2	2	0	4	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—

補足説明 更新

当社は、経営陣幹部の指名、人事、報酬について、決定プロセスの透明性及び客観性のさらなる確保に努めるため、委員長を社外取締役とする任意の「指名・人事・報酬委員会」を設置いたしました。
「その他」の4名は、監査役1名と社外監査役3名であります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

会計監査や四半期レビューの報告等を通じ、外部会計監査人との連携を確保しています。
また、常勤監査役が内部監査部門と連携し、随時必要な情報交換や業務執行状況についての確認を行い、外部監査人が必要とする情報等のフィードバックを行っています。
内部監査を担当する管理チームにおける監査結果及び社員へのインタビューによって把握された業務執行や執行状況に関する問題点等について、適宜監査役へ報告がなされています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松山元	公認会計士													
渡邊勝彦	他の会社の出身者							△		△				
石井和男	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松山元	○	――	公認会計士として、財務及び会計に関する豊富な見識を有していることから適任であり、社外監査役として選任されております。
渡邊勝彦		主要な取引先であり且つ主要株主である株式会社千葉銀行の業務執行者であった。	企業経営に関する専門的分野からの指摘事項や経営に関する建設的な意見を述べて頂くことから適任であり、社外監査役として選任されております。
石井和男	○	――	弁護士として金融機関、不動産業、物販業及び行政省庁等の顧問をされており、そこでの幅広い経験や専門知識を当社の監査役体制の強化に生かして頂くため、社外監査役として選任するものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明 更新

本報告書1.「基本的な考え方」【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3－1（3）】に記載しておりますので、ご参照下さい。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書および事業報告で、全取締役の総額を開示しています。なお、有価証券報告書および事業報告は当社ホームページにも掲載しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

専任の担当者は設置していませんが、監査役(会)を補佐する監査役補助勤務者(管理本部担当兼任)を置き、法定必要記録の管理、計算関係書類の分析、監査役特命事項調査等を行っています。

なお、取締役会開催に際し、事前の資料配布及び説明を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は、監査役制度を採用しており、さらに任意の「指名・人事・報酬委員会」を設置しております。取締役の人数は社外取締役2名を加えて全4名(うち1名が執行役員を兼務)であり、別途10名程度の執行役員を選任しています。また、それぞれ専門分野に精通した社外監査役3名を含んだ4名の監査役で監査役会を構成し、原則月1回の監査役会を開催するとともに、取締役、監査役及び会計監査人との意見交換を定期的に開催し、監査役制度の充実強化を図るとともに、社外取締役を独立役員に指名しています。

取締役会は、毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じ適時開催し、法令に定められた事項、及び経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況について逐次確認、把握を行っています。常に監査役の出席も得て、経営に関する建設的な意見を述べていただくと同時に、それぞれの専門的な分野からの情報の提供を受けており、法令で定められた事項や、経営に関する重要事項を協議決議するとともに、業務執行況の確認を行っています。

経営会議は、取締役と10名程度の執行役員で構成し、原則毎月2回開催し、業務遂行上の問題点について具体的解決策の検討、決定を行い進捗状況の確認及び評価を行っています。また主要部門の総括マネージャーあるいはマネージャーを加えて、情報の伝達と、より現場に密着した具体的なテーマについての協議、検討を実施しています。経営会議には常勤監査役も出席しています。

会計監査人は、千葉第一監査法人を選任し、監査契約を締結した上で経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しています。また、千葉第一監査法人とは通常の監査の一環として、財務担当者と適宜意見交換を行っており、会計監査人と社長との意見交換会も随時実施しています。

(2) 監査役の機能強化に関する取り組み状況

本報告書II.「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」【監査役関係】の項目に記載のとおりです。

(3) 社外取締役との関係

当社の社外取締役である殿地取締役は、政策秘書として長年政治問題に取り組んでおり、幅広い経験と深い見識を保有しています。したがって、法令に則った視点に基づいて経営を監督し、取締役会の運営を図ることに尽力をいただけるものと考えています。また、殿地取締役においては、当社のその他の取締役、監査役との人的関係を有しておらず、当社との取引による利害関係も有していません。

吉野取締役は東方地所株式会社に営業部長として業績を上げられ、取締役会の意思決定に適切な助言をお願いできるものと判断し、社外取締役として選任しています。また、吉野取締役においては主要な取引先であり且つ主要な株主である金融機関の業務執行者でありましたが、現在当社との取引による利害関係を有していません。

(4) 社外取締役、社外監査役、会計監査人との間で、会社法第427条第1項に規定する契約の概要

当社は、社外取締役、社外監査役、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令が規程する額を限度として、賠償責任を限定する契約を締結しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記のような運用体制を機能させ、公正で効率的企業経営を行えるものと考えており、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主様にご出席いただくために、集中日の回避に努めており、平成27年3月期の定時株主総会につきましては、平成27年6月25日（木曜日）に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	平成27年6月開催の定時株主総会より、電磁的方法（インターネット）による議決権行使を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成27年6月開催の定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームに参加しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明の 有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにて「IRポリシー」を公表しています。	
IR資料のホームページ掲載	当社の決算短信・有価証券報告書・四半期報告書・適時開示情報・株主総会招集通知を掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示し行動基準を定め、実践すべきことは必要不可欠であると認識しており、当社の行動規範の大枠を企業理念・経営理念に含めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	・「環境理念」「環境方針」を定めるとともに環境委員会を設け、環境目標達成のための各部門のアクション及び実績の評価を行っています。 ・当社ホームページにおいてCSR取組みの具体的な活動について報告しています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

企業統治の体制

当社における企業統治の体制は、会社法362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項の規定に従い、以下のとおりであります。

1. 当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 「石井食品グループ行動規範」を定め、行動の基本ルールとし、取締役、執行役員及び使用人は法令定款を遵守し、高い倫理観をもって事業活動に取り組めます。

「石井食品グループ行動規範」は毎年発行する「経営方針書」とともに全従業員に配布し、誓約書による確認を行っております。

(2) 倫理委員会を設置し、「内部通報規程」に基づき、公益通報者保護の見地から、社員からの情報収集や通報、相談ができる仕組みの維持・向上を推進します。

社内で発生した重大不適合や「声の箱」に投書された事項の対応や是正内容を確認しております。

(3) 倫理委員会は、社員の法令・定款違反行為につき、賞罰委員会に処分を求めるものとします。

(4) 管理チームは内部統制システムが有効に機能しているか監査します。

(5) コンプライアンス規程に基づいて事務局機能を有する内部統制委員会を設けて全社的な管理を行い、取締役、執行役員及び使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。

内部統制委員会は定期的に会議を行い、社内における内部統制の運用状況を確認しております。

2. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 株主総会、取締役会、経営会議の議事録を法令及び規程に従い作成し、保管場所を定め、適切に保管・管理します。

(2) 経営及び業務執行に関する重要な情報・決定事項、社内通達などは、所管部署にて作成し適切に保管・管理します。

(3) 管理チームは内部統制の監査の状況を定期的に取締役会に報告します。

(4) 機密文書管理規程に基づき文書及び情報の管理を徹底し、必要に応じ取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態で管理します。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 「危機管理活動基本方針」、「経営危機管理規程」及び「天災地変・火災に関する緊急事態対策規則」に基づきリスクを管理します。

(2) リスクについては、経営会議に報告をし、重大なものについては取締役会に報告します。

(3) 管理本部において、法務及びITサービスシステムの責任者を設置することでコンプライアンスと情報セキュリティに関する体制を強化しております。

(4) 食品に関する品質・衛生・表示の管理、情報保全、環境、防災、犯罪、風評などに関するリスクへの対応については、それぞれの主管部門においてルールや対応マニュアルの制定、教育・啓蒙の実施をするとともに、必要に応じてモニタリングを実施します。

食品安全につきましてはFSSC22000を認証取得し、食品安全チーム会議においてリスク分析を行い運用管理を行うとともに、定期的な検証を実施しております。環境につきましてもISO14001を認証取得しており、環境委員会において管理しております。

(5) 危機管理活動は、それぞれの主管部門で実施しているリスク分析に基づく管理の結果により、当社グループで起こり得る経営上の損害・損失・重大な事態に備えます。また、想定される重大危機に対する模擬訓練を定期的の実施し、危機管理態勢の見直し・改善を行っております。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 執行役員制度を執ることにより、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にし、ロス・ムダをなくし事業構造改革を迅速に進めます。

執行役員・取締役が出席する経営会議において、ロスや基本ルール逸脱に対する是正の確認などを行っております。

(2) 経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経ることでリスクの洗い出し、アセスメント及び対策を行い、重要な判断材料の提供を行うことで、質の高い議論による取締役会での経営の意思決定を行います。

(3) 予算制度に基づき、月次業績をタイムリーに把握し、必要に応じ対応策を検討・実施しております。

5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 「石井食品グループ行動規範」により、取締役、執行役員及び使用人は共通の行動理念を持ちます。

(2) 管理チームは、監査法人、監査役と連携をとり、内部監査を計画的に実施し、会計の状況等の業務を適正に監督します。

監査法人、監査役、代表取締役社長、管理チーム、財務戦略部が参加する定期ミーティングを実施することにより連携を図っております。

(3) 当社は子会社の取締役から職務の執行に係る事項の報告を定期的に受けるとともに、重要事項については事前協議を行っております。

(4) 当社及び当社子会社はISO9001、ISO14001、ISO22000を認証取得し、内部統制システムの一環として整備運用しております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役との協議の上合意する人選を行って配属するものとしております。

7. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役の補助業務にあたる使用人は、監査役の指示、命令に従い業務を行い、その業務の実施に関して取締役から指示、命令を受けないこととしております。

(2) 使用人の人事異動、評価等人事権に係る事項に関して、事前に監査役に報告し、監査役会の承認を得ることとしております。

8. 当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、更には関係書類を何時においても閲覧できるものとしております。

(2) 当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人等は、監査役の要求に従い、又は自ら自己の職務の執行状況を報告するものとしております。

(3) 取締役・使用人等が監査役に報告したことを理由として、不利な取扱いを受けないものとしております。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の遂行上必要と認められる費用又は債務の処理については、監査役会の監査計画に応じて予め予算を計上するほか、緊急又は臨時に支出した費用については、事後に会社に償還を請求することができるものとして、監査役職務執行の実効性を確保しております。

10. 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、内部統制システムを構築し、その整備・運用状況の有効性を定期的・継続的に評価し、必要な是正を行います。

管理チームは、金融商品取引法に則り、財務報告に係る各プロセスについて内部監査及び整備状況のテストを実施し、その結果について、取締役会へ

報告しております。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

- (1) 暴力団排除条例に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な発展を阻害する反社会的勢力に対しては、断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断し、不当な要求は拒絶します。
- (2) 「石井食品グループ行動規範」の反社会的勢力排除条項に基づき、社内への周知徹底と実行力のある体制整備の維持・向上に取り組めます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 暴力団排除条例に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な発展を阻害する反社会勢力に対しては、断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断し、不当な要求は拒絶します。
- (2) 「石井食品グループ行動規範」の反社会的勢力排除条項に基づき、社内への周知徹底と実行力のある体制整備の維持・向上に取り組めます。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成25年5月27日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（会社法施行規則第11条第3号ロ（2）の一つとして、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を導入することに関して決議し、平成25年6月26日に開催された当社の第72回定時株主総会において承認されました。有効期限は平成28年6月30日までに開催される当社第75回定時株主総会の終結の時までとなります。

I. 当社の財務及び事業の方針決定を支配するものの在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社に対して大規模買付提案（買収提案）が行われた場合に、当該大規模買付提案を受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て、当社が蓄積してきました多くのノウハウ・知識・経験について理解のないもの、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるもの、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するおそれのあるもの、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものもありえます。

そこで、そのような提案に対しては、当社は、買収者に株主の皆様のご判断に必要かつ十分な情報を提供させること、さらに買収者の提案が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を株主の皆様に当該提案をご判断頂く際の参考として提供すること、場合によっては当社取締役会が大量買付行為または当社の経営方針等に関し買収者と交渉または協議を行うことが、当社取締役会としての務めであると考えております。

以上のような見解に基づき、当社取締役会は、当社に対する買収行為が、一定の合理的なルールに従って行われることが、当社及び当社株主全体の利益に合致すると考え、下記「III」. 記載の内容の事前の情報提供等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとしました。

II. 基本方針の実現に資する特別な取り組み

1. 企業価値向上への取り組み

当社は、創業以来、食の安心・安全を第一に考えて、おいしい良質な調理済食品の製造販売を行ってきております。また、品質管理方法においても、品質管理番号システムを採用することで品質管理を徹底し、原材料の履歴と製造工程の管理状況がわかる独自のシステムを導入しております。また、同時に検査体制も充実させることで、食の安心・安全の実現を担保しております。

そうした中、当社は、他社では真似のできない、無添加調理方法、品質管理方法、厳選素材の入手ルート等、数多くのノウハウ・知識・経験を蓄積しており、これらのノウハウ等から生み出される安心・安全かつおいしい良質な食品を製造販売することで、数多くのお客さま及び取引先等のステークホルダーとの間に信頼関係を築き上げて参りました。

当社は、これからも当社独自の品質管理方法、無添加調理方法、厳選素材の入手ルート等の当社が有するすべての技術・ノウハウをベースとして、これら技術・ノウハウの質を日々たゆまぬ努力により一層向上させながら、お客様に満足して頂ける安心・安全かつ、おいしい良質な食品の提供を提案し続けて参ります。当社の企業価値は、このような技術力・提案力により確保、向上されるべきであり、また、これを支えるお客さま、取引先、従業員等のステークホルダーとの一体性こそが、当社の企業価値の源泉であると考えております。

当社は、このような経営姿勢を当社の企業理念である「地球にやさしく、おいしさと安全の一体化を図りお客さま満足に全力を傾ける。」というメッセージに込め、すべてのステークホルダーの利益を追求し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図って参ります。

2. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組むことにより、企業経営における透明性、健全性、効率性を追求し、すべてのステークホルダーの利益の確保を目指しております。そのために内部統制機能の充実を重要な経営課題と位置付け、これらを推進しております。

当社は、監査役制度を採用しております。監査役4名のうち3名は社外監査役であり、監査役は、取締役会などの重要な会議への出席のほか、各事業所やグループ会社の監査を行うことにより、取締役の業務執行の適法性、妥当性について確認、検討を行っております。

また、経営の監督機能と業務の分離を図る目的で執行役員制度を採用しております。執行役員制度を執ることにより、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にし、ロス・ムダをなくし、事業構造改革を迅速にすすめております。

経営会議は、取締役と執行役員で構成され、取締役会の決議事項などについて事前協議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で経営の重要事項について審議しております。

III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組み（大規模買付ルールの内容）

1. 大規模買付ルール導入の必要性

当社を取り巻く昨今の国内の食品市場は、少子高齢化の影響による人口減少により、国内の食品消費量は頭打ちの状況にあり、厳しい環境にあります。そうした中、食品会社各社は新たな需要を開拓するべく、自社による新商品開発にとどまらず、他社を買収することによりその会社が有する技術力を用いて商品開発等を行い、自身の業務を拡大しようとする動きが近年加速している状況にあります。

当社は、かかる認識のもと、自身が培ってきた独自の無添加調理方法、品質管理方法を軸とした高度な技術力に基づく食品業界固有のブランドと市場を開拓し、また、生産体制の効率化と製品競争力の強化を中心とした収益構造の確立を図りつつ、財務面では借入金に頼らない堅実な経

営を推進することにより、持続的成長可能な食品会社となることを経営の基本方針として、企業価値及び株主共同の利益の向上に努めてきておりますが、当社を取り巻く経営環境等の変化を背景に、以前に増して、当社の卓越した技術力や財務健全性に着目した、当社の支配権取得を目的とした大量買付行為が行われることも予想される状況になってきております。

当社取締役会は、「Ⅰ」記載の基本方針で謳っているように、大規模買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資する買収提案であれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の株主構成は、現時点では当社の創業者親族等の株主が保有割合の上位を占めており(親族・役員等で約30%(平成26年3月31日時点))、現段階で具体的に差し迫った買収のリスクが存在している訳ではありません。

しかしながら、上記のような当社を取り巻く経営環境等の変化を鑑みると、将来的に、当社の事業やビジネス・モデルに関する理解が十分ではない者による当社に対する大規模買付行為が行われた場合、当社の顧客・取引先等を含む重要なステークホルダーとの関係が崩壊し、当社の企業価値・株主共同の利益が著しく毀損されかねないこと、同時に、こうした状況に便乗した、当社の経営には関心のない、当社の技術力や健全な財務力の取得だけを目的とした買収者が現れる可能性も否定できません。さらに、当社の株主構成に関しても、当社の創業者親族等の株主の中には高齢の株主もあり、各々の事情に応じた譲渡、相続等の処分が行われる状況が具体的に予想され、今後一層当社の株式の分散化が進んでいく可能性は否定できず、将来的に現在のような安定した株主構成が維持されるとは限りません。また、当社の経営に直接関与していない創業者親族等による当社株式に関する権利行使については、それぞれ株主個人の判断のもとに行われており、当社がそれら権利行使について関与・コントロールするものではないことから、当社の経営権の取得等を目的とした大規模買付提案に際しても、大規模買付行為者に当社の経営を委ねるべきか否か等の一株主としての判断が、当社取締役会の判断とは異なる場合もありえます。したがって、当社取締役会は、今から当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するような大規模な買収行為に備えた対応策を準備しておくことが、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るためにも必要であると判断しました。また、その内容をあらかじめ定めておくことは、手続の透明性や関係者の予見可能性を向上させる意味でも適切なものであることから、今回、大規模買付ルールを導入し、その内容を開示することとしました。

なお、平成26年7月10日現在、当社株券等の大規模買付行為の具体的な提案はなされていません。

2. 大規模買付ルール導入の目的

大規模買付ルールは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記「Ⅰ」に記載の基本方針に沿うものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

大規模買付ルールは、以下の通り、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、大規模買付ルールでは、対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として特別委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。

なお、この大規模買付ルールは一般的なものであり、特定の大量保有者のみを意識したものではありませんが、現在の大量保有者にも、この大規模買付ルールは適用されます。

3. 大規模買付ルールの対象

大規模買付ルールの対象となる者は、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる行為(いずれについても当社取締役会が同意したものを除くものとし、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)を行おうとする者です。

注1: 特定株主グループとは、当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)並びに当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付等(同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2: 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、1、特定株主グループが当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、同項に規定する当該保有者の共同保有者の保有株券等の数も計算上考慮されるものとし、)または2、特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3: 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

4. 情報提供

まず、当社取締役会が必要と判断した場合、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために十分な情報(以下、「本情報」といいます。)を日本語で提供して頂きます。その項目は以下のとおりです(ただし、下記項目に限られるものではありません。))。

- (1) 大規模買付者及びそのグループの概要(大規模買付者の資本構成の詳細、大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- (2) 大規模買付行為の目的、方法及びその内容
- (3) 当社株式の買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
- (4) 当社の経営に参画した後想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等
- (5) 大規模買付者及びそのグループに対し、当該大規模買付により最終的に経済的な利得を得ることを目的として、資本金、出資金等名目の如何を問わず買付資金を供給している個人、法人、団体の住所、名称等の概要
- (6) 大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社利害関係者(ステークホルダー)に関する処遇等の方針
- (7) 当社の他の株主との利益相反を回避する具体的方策

本情報の具体的な内容は大規模買付行為の内容によって異なることもありますので、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、外国法人の場合は設立準拠法及び提案する大規模

買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を日本語でご提出頂くこととし、当社代表取締役は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供頂くべき本情報のリストを当該大規模買付者に交付します。なお、当初提供して頂いた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

5. 情報の検討及び意見表明等

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本情報の提供を完了した後、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として、その大規模買付行為の評価等の難易度に応じて1、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付けの場合）または2、90日間（その他の大規模買付行為の場合）を頂きます。なお、大規模買付者が当社取締役会に対し本情報の提供を完了し、取締役会評価期間が開始された時点で速やかに当該事実につき開示を行います。

ただし、上記1、2いずれにおいても、当社取締役会は、対価の相当性や買付提案の合理性の判断が困難である等の必要がある場合には、期間を、30日を上限として延長することができます。この場合、延長期間と延長理由を株主及び投資家の皆様に開示します。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家（弁護士、公認会計士、財務アドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ながら、大規模買付者から提供された本情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示します。必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。また、当社取締役会は、特別委員会に本情報を提供し、その評価・検討を依頼します。特別委員会は、独自に本情報の評価・検討を行い、本方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。

なお、当社取締役会は、特別委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重し決議を行い、その内容を公表します。

6. 大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付者は、大規模買付ルールに規定する手続きを遵守するものとし、大規模買付行為は、上記5. 記載の取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

7. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

（1）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルール遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何に拘わらず、大規模買付ルールが遵守されなかったことのみをもって、当社取締役会は、当社株主全体の利益保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律（対抗措置時の施行後法令を含みます。）及び当社定款が取締役会の権限として認める措置を行使し、大規模買付行為に対抗する場合があります。当社取締役会は、対抗措置の発動を決定するに先立ち、特別委員会に対抗措置の発動の是非を諮問しその勧告を受けるものとします。特別委員会の勧告を最大限尊重しつつ、外部専門家の意見を参考にした上で、当社取締役会は対抗措置の発動を決定します。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択致します。

なお、株主割当により新株予約権を発行する場合には、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。また、新株予約権に取得条項及び取得条件を設けることもありますが、この場合、大規模買付者が保有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。当該対抗措置により、大規模買付者はその持株比率が低下し、自己の持株の価値が減少する（いわゆる「希釈化」）という不利益を受けることがあります。

（2）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、代替案の提示、大規模買付者との交渉、当社株主の皆様への説得等を行う可能性はあるものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置をとることは致しません。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主共同の利益を著しく低下させる場合であると、外部専門家の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会が判断したときには、当社の企業価値及び当社株主の皆様利益を守るために、上記（1）で述べた大規模買付行為を抑止するための対抗措置を発動することがあります。かかる対抗措置をとることを決定した場合には、適時適切な開示を行います。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主共同の利益を著しく低下させる場合に該当するものと考えます。

- 1 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合
- 2 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合
- 3 当社の経営を支配した後に当社の資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合
- 4 当社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合
- 5 強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うこと）を予定して当社株式の大規模買付行為を行う等当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合
- 6 いわゆる反社会的組織、またはその組織が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為が行われる場合
- 7 大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画が著しく不合理であると判断される場合
- 8 当社取締役会の経営方針及び事業計画（大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画に対する代替案を含みます。）に著しく劣ると判断される場合
- 9 その他1から8までに準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

（3）対抗措置発動の停止について

上記（1）または（2）において、大規模買付行為に対して、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後においても 1、大規模買付者が

大規模買付行為を中止した場合、または、2、対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動を停止できるものとします。

このような対抗措置の発動の停止を行う場合には、速やかに情報開示を行います。

8. 特別委員会の設置、諮問手続等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主全体の利益を著しく低下させる場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対しいく対抗措置をとるか否かの判断に当たっては、取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性を担保するために、当社は、取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置し、当社取締役会はその勧告を法律上可能な限り最大限尊重するものとします。特別委員会の委員は3名以上とし、社外取締役、社外監査役、経験豊富な企業経営者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準じる者を対象として選任するものとします。

当社取締役会は、対抗措置をとることを判断する場合、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し、対抗措置の発動が適当か否かを諮問します。特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、当社の費用で、当社経営陣から独立した外部専門家の助言を受けたり、当社の取締役、監査役、従業員等から必要な情報についての説明を求めたりしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否かについて勧告を行います。当社取締役会は、この勧告を開示したうえで、この勧告を最大限尊重して、対抗措置を発動するか否かに関して決議を行います。なお、当社取締役会が特別委員会に諮問して勧告を受けるまでの期間は、上記4. に定める取締役会評価期間に含まれます。

なお、現在の特別委員会の委員の略歴は添付資料のとおりです。

9. 株主・投資者に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資者に与える影響等

大規模買付ルールの導入時点においては、新株予約権の発行等の法的な措置は講じられませんので、株主の皆様の権利関係に変動は生じませんし、株価形成を歪めることもありません。

なお、上記7. において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なります。当社としても、十分な情報開示に努めますが、当社株主及び投資者の皆様におかれましても、当社の情報開示並びに大規模買付者の動向にご注意下さい。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資者に与える影響等

当社取締役会は、大規模買付ルールに基づき、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上当社株主の皆様(大規模買付ルールに反した大規模買付者を除きます。)が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定または変更もしくは停止した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当を行う場合には、当社取締役会で別途定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有株数に応じて新株予約権が割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記載される必要があります。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了して頂く必要があります。

ただし、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従い新株予約権の取得を行う場合には、当社取締役会が当社取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行または取得することになった際に、法令及び金融商品取引所規則に基づき別途お知らせします。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記7. (3)に従い、当社取締役会が発動した対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後にいて、当社が対抗措置の発動の停止を実施し新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

10. 大規模買付ルールの有効期間、廃止及び変更

大規模買付ルールの有効期間は、平成25年5月27日の当社取締役会決議から平成25年6月26日開催予定の第72回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の終結の時までとし、大規模買付ルールについては、本定時株主総会にて株主の皆様のご賛同を得るため、あらかじめ本定時株主総会での議案としてお諮りし、その際、総議決権(但し、議決権行使書による出席も含みます。以下同じ。)の過半数のご賛同が得られない場合には、その時点で廃止されるものとします。一方、本定時株主総会において総議決権の過半数のご賛同が得られた場合には、当該有効期間を平成28年6月開催予定の第75回定時株主総会の終結の時まで延長するものとします。そして、本定時株主総会でご賛同が得られた後は、以後3年ごとに、定時株主総会において、株主の皆様のご信任を得ることとします。

なお、大規模買付ルールは、その有効期間中であっても、株主総会において大規模買付ルールを廃止する旨の決議が行われた場合、または、当社取締役会により大規模買付ルールを廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、企業価値・株主価値向上の観点から、会社法その他企業防衛に関わる法改正、司法判断の動向や分析等を踏まえ、今後必要に応じて大規模買付ルールを変更し、または新たな対応策等を導入することがありますが、その場合には、改めて株主の皆様のご信任を得ることとします(ただし、軽微な変更の場合を除きます。)

11. 大規模買付ルールの合理性

大規模買付ルールは、経済産業省及び法務省が平成17年6月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

大規模買付ルールは、上記2. に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(2) 事前開示・株主意思の原則

当社は、大規模買付ルールを事前に開示し、取締役会において決議された大規模買付ルールを本定時株主総会で決議予定であることを併せて当社取締役会で決議しております。また、大規模買付ルールは、上記10.に記載した通り、その有効期限は本定時株主総会終結時までであり、その後の継続については本定時株主総会でご承認を条件としており、本定時株主総会においてご承認頂いた後も、その後の当社株主総会において大規模買付ルールの変更または廃止の決議がなされた場合には、大規模買付ルールも当該決議にしたがい変更または廃止されることになります。したがって、大規模買付ルールの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(3) 必要性・相当性確保の原則

1 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、大規模買付ルールに基づく大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として特別委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動の決議に際して特別委員会の勧告を最大限尊重致します。

また、当社は、特別委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

2 合理的な客観的発動要件の設定

大規模買付ルールは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

3 デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

大規模買付ルールは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、したがって、大規模買付ルールは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、大規模買付ルールはスローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

特別委員会規程の概要

1.（特別委員会の設置）

特別委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為への対抗措置の発動に関する取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。

2.（特別委員会委員の選任）

特別委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、1社外取締役、2社外監査役、3経験豊富な企業経営者、4弁護士、5公認会計士、6税理士、7学識経験者、8前記1から7これらに準じる者、のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。また、当社は、特別委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。

3.（特別委員会委員の任期）

特別委員会委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時または別途当該特別委員会委員と当社が合意した時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、当社社外取締役または当社社外監査役であった特別委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

4.（特別委員会の招集）

特別委員会は、当社代表取締役または各特別委員会委員が招集する。

5.（決議要件）

特別委員会の決議は、原則として、特別委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、特別委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、原則として、当該特別委員会委員を除く特別委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

6.（決議事項及び責任）

(1) 特別委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。

1 大規模買付ルールの遵守の有無

2 大規模買付ルールに係る対抗措置の発動の是非

3 その他大規模買付ルールに関連して、当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役が特別委員会に諮問する事項

(2) 各特別委員会委員は、特別委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

7.（取締役等からの意見聴取）

特別委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を出席させ、特別委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。

（専門家からの助言）

8. 特別委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（弁護士、公認会計士、財務アドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以上

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示に係る社内体制

1. 決定事実に関する情報については、取締役会または経営会議において決定される事項に関して、財務戦略部を中心に、情報の重要性、適時開示の要否を判断しております。
2. 発生事実に関する情報については、各事業部門及び子会社から財務戦略部担当執行役員に直ちに報告される体制となっており、当重要情報に関して財務戦略部を中心に情報の重要性、適時開示の要否を判断しております。
3. 当社は、会社情報の適時開示に関して、顧問弁護士・会計監査人から必要に応じて助言等を受ける体制をとっております。



